# 一般競争入札公告

沖縄県八重山保健所が発注する産業廃棄物収集・運搬及び分別解体処分委託について、 一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

令和6年12月2日

沖縄県八重山保健所長 比嘉 千賀子

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 件名 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託
  - (2) 契約の内容 契約書・仕様書(案)のとおり。
  - (3) 業務場所 沖縄県石垣市字真栄里438番地 沖縄県八重八重山保健所
  - (4) 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- 2 一般競争入札参加資格要件本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべ て満たす者とする。
  - (1) 当該業務を履行するうえで、関係法令に基づき、必要な沖縄県の産業廃棄物収 集運搬及び処分できる許可証を有すること。
  - (2) 県税(法人事業税)、消費税及び地方消費税について滞納がないこと。
  - (3) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
  - (4) 社会保険(労働保険、健康保険及び厚生年金保険)に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者及び同条 第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、知事が定める入札参加停止期 間を経過していない者
  - (2) 一般競争参加資格確認申請期日から入札日までの間において、沖縄県の指名停止または指名除外の措置を受けた者
  - (3) 社会更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員であるもの。
- 4 契約条項を示す場所及び期間

期間 この公告の日から令和6年12月13日(金)まで 場所 沖縄県公式ホームページの入札公告ページに掲載

- 5 入札参加資格の申請方法等
  - (1) 申請の方法

当該業務の入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を直接若しくは郵便で(2) イ に掲げる場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書(第3号様式)
- イ 県税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類
- ウ 労働保険に加入していることが確認できる書類
- エ 健康保険・厚生年金保険に加入していることが確認できる書類
- オ 過去2年以内において官公庁と同等規模の契約実績を証する書類
- カ 債務者登録票 ※オを提出しない場合のみ ※イについては、申請時点で交付から3ヶ月以内のものに限る。
- (2) 申請期間・提出場所及び問い合わせ先
  - ア 期間 この公告の日から令和6年12月11日 (水)まで(土曜日、日曜日祝祭日を除く。)の午前9時から午後5時までの間とする。
  - イ 提出場所及び問い合わせ先 沖縄県八重山保健所総務企画班 上原 〒907-0002 沖縄県石垣市字真栄里438番地 沖縄県八重山保健所 電話番号:0980-82-3240 FAX番号:0980-83-0474 ※申請書等の諸様式は、沖縄県公式ホームページに掲載。
- 6 資格審査結果の通知 資格審査結果は、令和6年12月12日(木)までに通知する。
- 7 資格の有効期間 この公告に基づき資格を取得した日から契約締結日までとする。
- 8 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 代表者の氏名
- (4) 使用印鑑
- (5) 電話番号

# 9 資格の取消し等

入札参加の資格を有する者が3に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消 し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

- (1) 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。
- 10 入札執行の場所及び日時

本入札は現地入札によるものとする。詳細は別紙入札説明書を確認すること。

- (1) 場所 沖縄県八重山保健所 第2会議室
- (2) 日時 令和6年12月13日(金)午前10時

# 11 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則(昭和47 年沖縄県規則第12 号)第100条の規定により、見積る契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部を免除する。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 過去2箇年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と同種、同規模の契約を数回以上締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。
- 12 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - (1) 入札参加資格のない者のした入札
  - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印章又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合又はその他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札
- (9) 委任状を持参しない代理人が行った入札

#### 13 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者 にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者の うち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該 入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行う。入札回数は3回(1回目の入札を含む。)までとする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項 第8号の規定に基づき、最低価格を入札した者と随意契約の交渉を行うことがあ る。

### 14 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 過去2箇年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は本県若しくは本 県以外の地方公共団体と同種、同規模の契約を数回以上締結し、これらを全て誠実 に履行したことを証明する書面を提出する場合。

### 15 入札に関する質問

質問がある場合は、質問書(第4号様式)に質問事項を記載の上、以下のとおり提出する。質疑事項がなければ提出不要とする。

- (1) 質問期限及び方法
  - ア 期限 令和6年12月11日(水)
  - イ 方法 持参、郵送またはFAXによる
- (2) 回答方法
  - ア 期限 令和6年12月13日(金)
  - イ 方法 沖縄県公式ホームページの当該入札公告ページに掲載

### 16 その他

- (1) この一般競争入札に参加する者は、入札公告及び入札書並びに契約条項等を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、入札説明書等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 申請書等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 当該公告等に定めがない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び沖縄県財務規則に定めるところによる。
- (4) 本入札は指名競争入札不落(別途開札)に伴う再入札となっており、沖縄県財務 規則第130条の規程に基づき、公告期間を短縮して実施する。